

五戸町住宅リフォーム促進支援事業

住宅リフォーム補助制度のご案内

～申請書付～

～目 次～

1. 五戸町住宅リフォーム促進支援事業	1
2. 補助金額の算出例	3
3. 申請から補助金の支払いまでの流れ	6
4. 申請などに必要な書類	7
5. 注意事項	8
6. リフォーム瑕疵保険について	9
7. 住宅リフォームの性能基準について	11
申請書類等記入例	20
申請書類等様式	28

注：予算に達ししだい終了となります。

お問い合わせ先

五戸町建設課 都市計画班

〒039-1513 五戸町字古舘21-1

受付時間/平日8:15~17:00

TEL: 0178-62-2111 (内245) FAX: 0178-62-2215

メール: toshikeikaku@town.gonohe.aomori.jp HP: <http://www.town.gonohe.aomori.jp>

1. 五戸町住宅リフォーム促進支援事業

申請できる方 五戸町内に住宅を所有し、その住宅にお住まいの方で、町税等に滞納がない方

対象となる住宅

- 1 一戸建ての住宅
- 2 マンションなどの共同住宅

※住宅の所有が共有の場合は「同意書」及び所有者と申請者の関係が分かる住民票等が必要です。
 ※固定資産税を納付しているが、住宅の名義が同居の老親等である等、やむを得ない事情により住宅所有者と申請者が異なる場合は、対象となる場合がありますのでご相談ください。
 ※同一棟の住宅用車庫、物置は対象に含まれます。
 ※併用住宅は、住宅部分が建物全体の延べ面積の2分の1（住宅用の車庫、物置の面積を除く。）以上である場合、住宅部分のみ対象となります。
 ※マンションなどの共同住宅は申請する方の専有部分のみ対象となります。
 ※賃貸住宅は対象となりません。

補助の条件

- 1 リフォーム工事費の総額が50万円以上（消費税額を含む）であり、そのうち性能向上部分のリフォーム工事費が25万円以上（消費税額を除く）であること
- 2 五戸町内に本店がある建設業者等が工事を行うこと
- 3 リフォーム瑕疵保険に加入すること ※1~3全てを満たす必要があります。

補助の条件 1 のイメージ



※性能向上を伴う工事は、1つ以上含まれていれば条件を満たします。
 ※2つ以上の性能向上を伴う工事が含まれる場合は、合計で25万円を超えれば条件を満たします。
 ※工事の内容によって、リフォーム瑕疵保険に加入できない場合はご相談ください。
 ※性能向上部分は、募集要領の「住宅リフォームの性能基準」を満たすものに限ります。

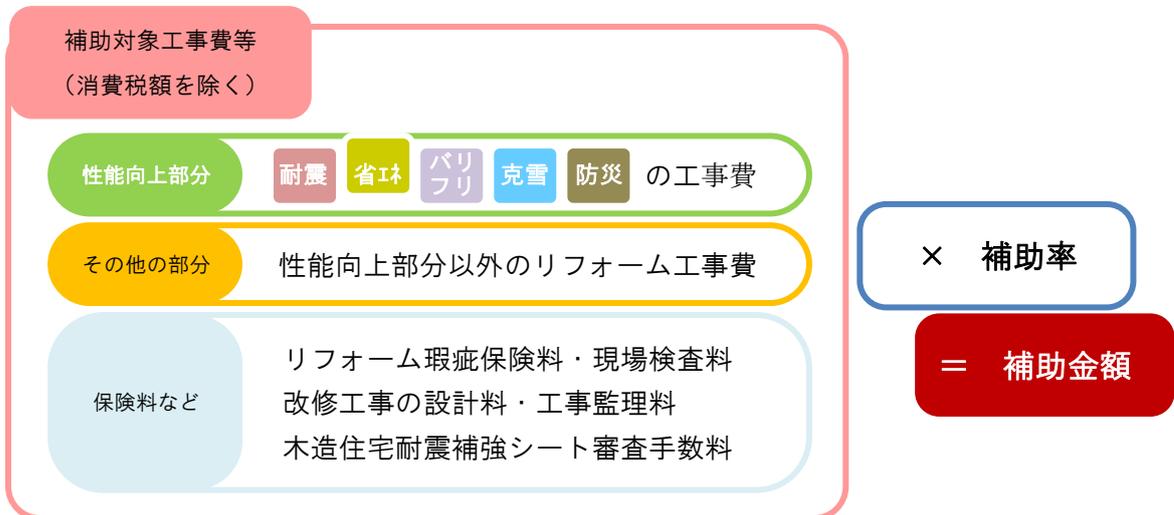
補助率と上限額

性能向上の内容により補助率と補助金の上限額が異なります

性能向上の内容	耐震性能	省エネルギー性能	バリアフリー性能	克雪性能	防災性能
補助率	20%	10%			
上限額	60万円	20万円			

補助金額の算定方法

補助対象工事費等（消費税額を除く） × 補助率 = 補助金額



例えば、下の3つのパターンは、性能向上部分の金額が異なりますが、どのパターンも補助対象工事費等250万円 × 補助率10% = 補助金額25万円となります。ただし、上限額が20万円のため、補助金額は20万円となります。



補助対象外

次のようなものは、補助対象工事費に含まれません。

補助対象外部分

- ・購入可能なエアコン、カーテン、照明器具の費用
- ・別棟の住宅用車庫、物置の改修工事
- ・門、塀、植栽、舗装等の外構工事
- ・隣地などへの落雪を防ぐためのフェンスなどの設置
- ・外構部分への融雪槽、ロードヒーティングなどの設置
- ・電話、インターネットの配線工事
- ・リフォーム工事前に住宅でない建物を住宅にするための改修費用
- ・住宅エコポイント等の国の補助制度を利用する場合で重複計上が認められない費用（それぞれ補助制度の補助対象部分を明確に切り分けることができる場合は、併用することができます。）
- ・その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

2. 補助金額の算定例

例 1

その他の部分 が大半を占める場合

バリアフリー

10%

20万

- | | | | | |
|------------|---------|---|--------|-------------------------------|
| ・補助対象工事費 | 245万円 | → | 50万円以上 | OK |
| うちバリアフリー性能 | 30万円 ● | → | 25万円以上 | OK |
| うちその他の部分 | 215万円 ● | | | |
| ・保険料（非課税） | 3万円 ● | | | |
| ・現場検査料 | 2万円 ● | | | |
| <hr/> | | | | |
| ・補助対象工事費等 | 250万円 ● | × | 10% | = 25万円ですが、 |
| | | | | 上限20万円ですので、補助金額は、「20万円」になります。 |

補助対象工事費等（消費税額を除く）



× 10%

= 25万円

ただし ↓

上限20万円

= 20万円

例 2

主に耐震性能の向上を行う場合

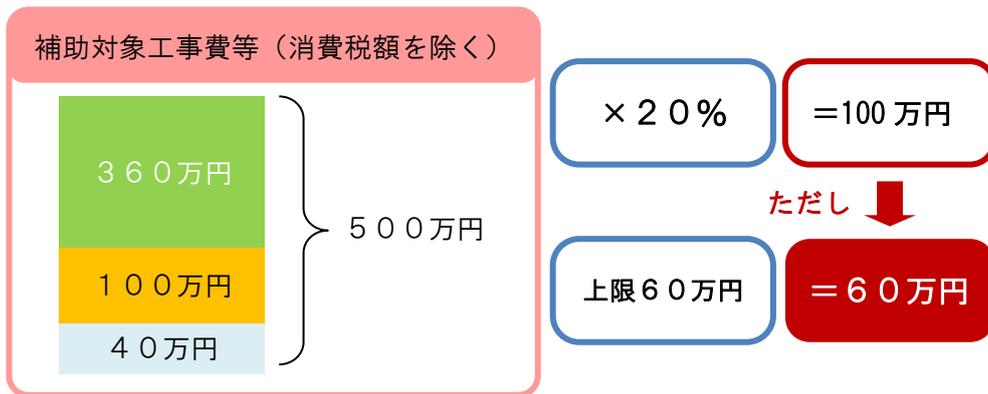
耐震

20%

60万

・補助対象工事費	460万円	→	50万円以上	OK
うち耐震性能	360万円 ●	→	25万円以上	OK
うちその他の部分	100万円 ●			
・保険料（非課税）	3万円 ●			
・現場検査料	2万円 ●			
・設計監理料・補強シート審査料	35万円 ●			

・補助対象工事費等 500万円 ● × 20% = 100万円ですが、
上限60万円ですので、補助金額は、「60万円」になります。



例 3

耐震と省エネ性能の向上を同時に行う場合

耐震

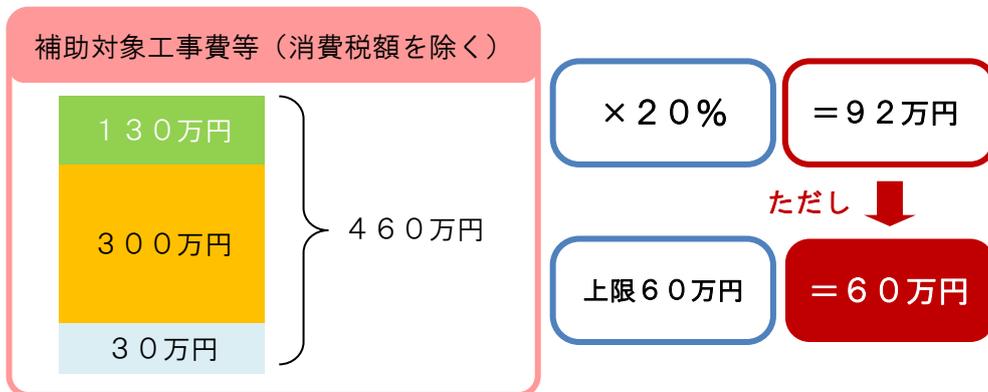
省エネ

20%

60万

・補助対象工事費	430万円	→	50万円以上	OK
うち耐震性能	100万円 ●	}	25万円以上	OK
うち省エネ性能	30万円 ●			
うちその他の部分	300万円 ●			
・設計監理料・補強シート審査料	30万円 ●			

・補助対象工事費等 460万円 ● × 20% = 92万円ですが、
上限60万円ですので、補助金額は、「60万円」になります。



例 4

複数の性能向上を同時に行う場合

省エネ

バリアフリー

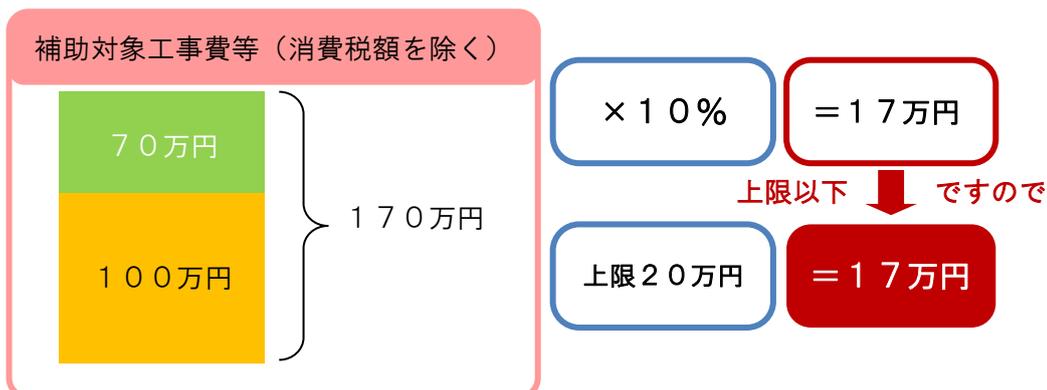
克雪

10%

20万

・補助対象工事費	170万円	→	50万円以上	OK
うち省エネ性能	40万円 ●	}	25万円以上	OK
うちバリアフリー性能	20万円 ●			
うち克雪性能	10万円 ●			
うちその他の部分	100万円 ●			

・補助対象工事費等 170万円 ● × 10% = 17万円で、
上限の20万円以下ですので、補助金額は、「17万円」になります。



※保険料を施工業者が負担する場合は、補助対象工事費等には含まれません。

対象とならない例 1

性能向上部分 が25万円以下の場合

バリアフリー

10%

20万

・補助対象工事費	205万円	→	50万円以上	OK
うちバリアフリー性能	20万円 ●	→	25万円以上	NG
うちその他の部分	185万円 ●			
・保険料（非課税）	3万円 ●			
・現場検査料	2万円 ●			

・補助対象工事費等 210万円 ● × 10% = 21万円で、
性能向上の部分 ● が条件を満たしていないので、補助金の対象となりません。

対象とならない例 2

補助対象工事費が50万円以下の場合

バリアフリー

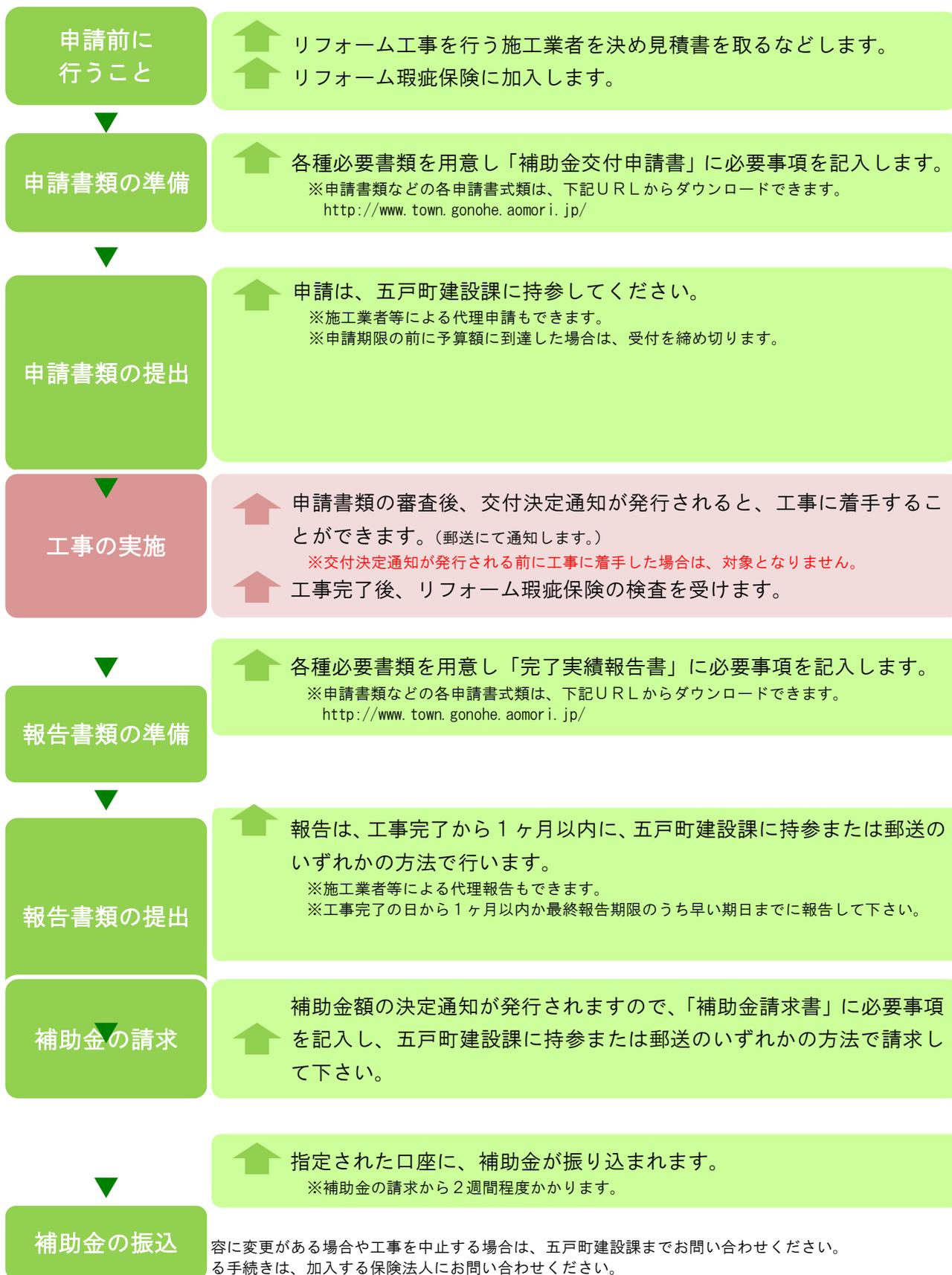
10%

20万

・補助対象工事費	47万円	→	50万円以上	NG
うちバリアフリー性能	32万円 ●	→	25万円以上	OK
うちその他の部分	15万円 ●			
・保険料（非課税）	3万円 ●			
・現場検査料	2万円 ●			

・補助対象工事費等 52万円 ● × 10% = 5万2千円ですが、
補助対象工事費 (●+●) が条件を満たしていないので、補助金の対象となりません。

3. 申請から補助金の支払いまでの流れ



4. 申請などに必要な書類

必要な物を適宜、加えること。

申請に必要な書類

1 交付申請書（第1号様式）

2 添付書類

添付書類 <必ず必要なもの>

- ・ 本人確認ができる書類の写し（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等）
- ・ 町税に係る納税証明書
- ・ リフォーム瑕疵保険申込受理証の写し
- ・ 工事概要が分かる図（案内図、配置図、平面図、カタログ等）
- ・ 工事見積（内訳）書
- ・ 各種公的支給や補助申請に関する申出書（添付第3様式）
- ・ 性能向上チェックシート

添付書類 <代理申請の場合に必要なもの>

- ・ 委任状（添付第2様式）

添付書類 <住宅が共有名義の場合などに必要なもの>

- ・ リフォーム工事同意書（添付第1様式）

添付書類 <耐震性能の向上を行う場合に必要なもの>

- ・ 耐震診断結果報告書（木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会の審査を受けたもの）
- ・ 青森県木造住宅耐震補強シート
（青森県木造住宅耐震改修マニュアルにより、木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会の審査を受けたもの）

添付書類 <東日本大震災被災住宅の復旧工事の場合に必要なもの>

- ・ リ災証明書
- ・ 請負契約書や注文書、請求書や領収書など
- ・ 改修内容が分かる写真など

報告に必要な書類

1 完了実績報告書（第7号様式）

2 添付書類

添付書類 <必ず必要なもの>

- ・ 工事施工業者と交わした工事請負契約書の写し
- ・ 工事施工業者からの領収書または請求書の写し
- ・ 着工前、施工中、完成後の工事内容が分かる写真
- ・ リフォーム瑕疵保険の付保証明の写し

添付書類 <耐震性能の向上を行う場合に必要なもの>

- ・ 耐震補強シートのとおりであることを証する書類
（建築士が作成する任意様式のもの）

補助金の請求に必要な書類

1 補助金請求書（第3号様式）

※これらの他、各書類の提出時に必要と認められる書類の提出を求めることがあります。

5. 注意事項

対象とならない場合

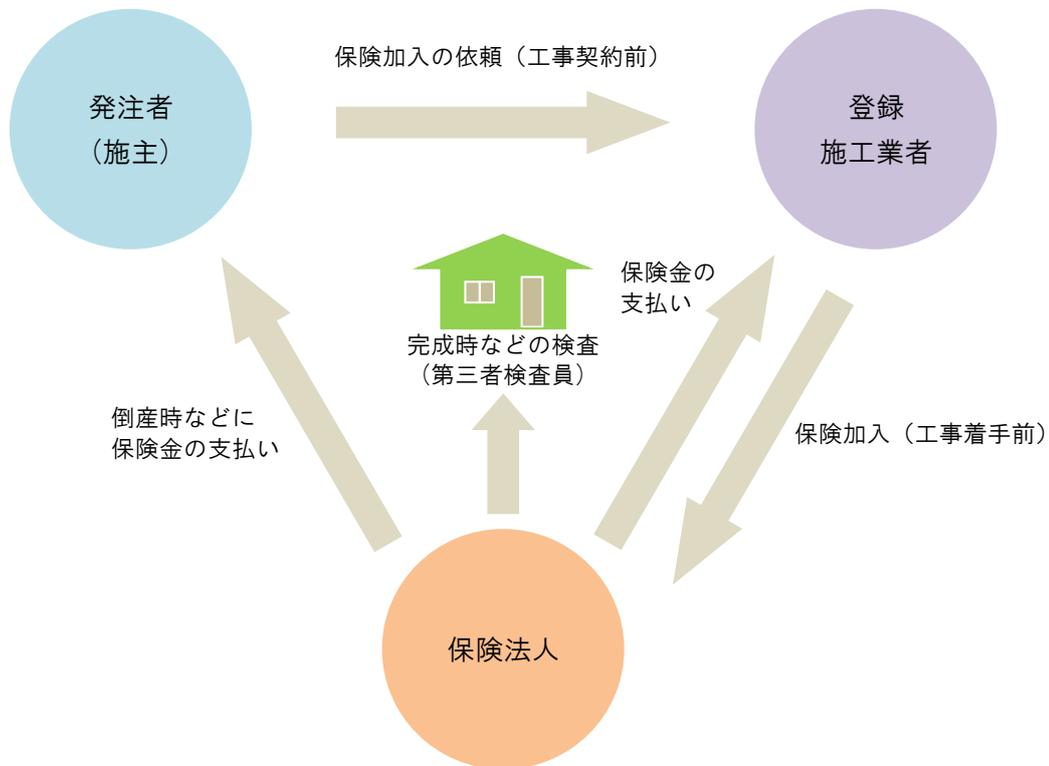
- ・新築住宅は対象となりません。
- ・増築部分は対象となりません。
- ・事前申請が必要ですので、施工中または終了したリフォーム工事は対象になりません。
- ・交付決定通知が発行される前に、リフォーム工事に着手した場合は、対象から除外されます。
- ・住宅以外の建物を住宅用途にするリフォーム工事は対象になりません。
- ・平成23年度に「青森県安全安心住宅リフォーム促進事業」により補助を受けた住宅は対象となりません。

その他

- ・申請は1住宅につき1回限りです。
- ・リフォーム工事を行った住宅は、建築基準法、都市計画法及びその他関係法令に適合していなければなりません。
- ・旧耐震基準の住宅で、構造耐力上重要な部分のリフォーム工事が含まれる場合は、リフォーム瑕疵担保保険の加入ができない場合がありますので、ご相談下さい。
- ・リフォーム工事の「着工前、施工中、完成後の写真」が不足し、工事内容が確認できない場合は、補助の対象にならないことがありますので、撮り忘れの無いようにして下さい。

6. リフォーム瑕疵保険について

どんな保険？	・リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。
保険の内容	・ 保険の申込時に工事請負契約や見積書の確認が行われます。 ・ 完成時などに第三者検査員（建築士）による現場検査が行われます。 ・ 検査終了後に施工業者に保険証券が発行され、発注者（施主）に付保証明書が発行されます。 ・ リフォーム後に欠陥が見つかった場合に、補修費用などの保険金が施工業者に支払われます。 ・ 万が一、事業者が倒産等している場合で欠陥が見つかった場合は、直接、発注者（施主）に保険金が支払われます。
加入方法	・ 保険への加入手続きはリフォーム工事の施工業者が行います。 ・ 事前に保険法人の審査を経て登録された施工業者のみが加入できます。



リフォーム瑕疵保険に加入することができる施工業者（保険法人に登録されている施工業者）は、ホームページで検索することができます。

住宅瑕疵担保責任協会HP <http://search-kashihoken.jp/>

○保険法人（住宅瑕疵担保責任保険法人）は、現在、5法人が指定されています。（順不同）

保険法人名	リフォーム保険名	電話番号 ホームページ
(株)住宅あんしん保証	あんしんリフォーム工事瑕疵保険	03-3516-6333 http://www.j-anshin.co.jp/
住宅保証機構(株)	まもりすまいリフォーム保険	03-6435-4690 http://www.how.or.jp/
(株)日本住宅保証検査機構	J10 リフォームかし保険	03-3635-3655 http://www.jio-kensa.co.jp/
(株)ハウスジーメン	リフォームかし保険	03-5408-8486 http://www.house-gmen.com/
ハウスプラス住宅保証(株)	リフォーム瑕疵保険	03-5962-3815 http://www.houseplus.co.jp/

保険についての留意事項

- ・通常、リフォーム工事を実施したすべての部分が保険の対象となります。ただし、住宅以外の部分（例えば、門、外構、植栽等）や一体的な工事ではないもの（例えば、施主が分離して購入可能なエアコン、カーテン、照明器具等）は、対象となりません。
- ・リフォームに併せて増築工事を同時に行う場合、増築部分については、通常、リフォーム瑕疵保険の対象となりませんので、詳しくは保険法人へお問い合わせください。
- ・保険についての詳細やご不明な点は保険法人にお問い合わせください。

7. 住宅リフォームの性能基準について

性能基準と補助の条件

性能向上部分は、性能基準に適合させる必要があります。
性能基準に適合する部分の工事費が25万円以上（消費税額を除く）である必要があります。



耐震性能

↑ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断により上部構造評点が1.0未満と診断されたものを1.0以上とするための工事

～申請までの手順～

1 耐震診断

- 手順① 耐震診断と耐震診断結果報告書の作成を建築士に依頼する。
- 手順② 青森県木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会にて耐震診断結果報告書の審査を受ける。
- 手順③ 上部構造評点が1.0未満であると審査される。（1.0以上の場合は、今の基準に適合。）

2 耐震改修（これまでに耐震診断を実施した住宅は、手順④からとなります。）

- 手順④ 上部構造評点が1.0以上となる耐震補強の設計と青森県木造住宅耐震改修マニュアルによる青森県木造住宅耐震補強シートの作成を建築士に依頼する。
- 手順⑤ 青森県木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会にて耐震補強シートの審査を受ける。
- 手順⑥ 上部構造評点が1.0以上となる耐震改修であると審査される。

3 補助の申請

- 手順⑦ 審査委員会で審査された、耐震診断結果報告書と耐震補強シートを添付し申請する。

上部構造評点	0.7未満	0.7～1.0未満	1.0～1.5未満	1.5以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない
<small>震度6強～7で…</small>				

※手順②と手順⑤の審査は同時に受けることができます。

※青森県建築士事務所協会に設置される、「青森県木造住宅耐震診断・耐震改修審査委員会」は年2回、2月と9月に開催されます。

（9月の審査委員会への申込みは、7月末日までに青森県建築士事務所協会へお願いします。）

※耐震診断費用への補助を実施している市町村がありますので、各市町村へお問い合わせください。

※耐震補強シート審査手数料、耐震補強設計の設計料、耐震補強工事の工事監理料は本事業の補助対象工事費等に含まれます。

省エネ性能

- 1 住宅全体の省エネ性能を向上させる工事
- 2 住宅の部分ごとに省エネ性能を向上させる工事
- 3 壁と床・天井などの部位の取り合い部に気流止めを設置する工事
- 4 省エネ型の設備を設置する工事

1 住宅全体の省エネ性能を向上させる工事

場 所	性能向上に該当する工事
住宅全部	★日本住宅性能表示基準 省エネルギー対策等級3に適合させる工事 (対策等級3の参考資料はP.17へ)

2 住宅の部分ごとに省エネ性能を向上させる工事

場 所	性能向上に該当する工事
・居室の窓全部 ・床(基礎)全部 ・屋根(天井)全部 ・外壁全部	★日本住宅性能表示基準省エネルギー対策等級4に適合させる工事 (対策等級4の参考資料はP.18へ)

3 壁と床・天井などの部位の取り合い部に気流止めを設置する工事

場 所	性能向上に該当する工事
壁内部と天井裏	★壁内部の空間が天井裏や床下に開放されている場合に、壁と天井、壁と床下の取り合い部(接合部分)に気流止めを設ける工事(1部屋のみでも可)
壁内部と床 下	

4 省エネ型の設備を設置する工事

◎実施細則とは…住宅金融支援機構住宅技術基準実施細則 第6(4)省エネルギー型設備設置工事

◎機構確認番号とは…実施細則を満たすものに付けられている番号

種 類	性能向上に該当するもの		
	供給先など	対象となる暖冷房設備	
集中型の 暖・冷房設備	2以上の居室等	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		み な す も の	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の 暖房設備	4以上の居室等	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		み な す も の	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★電気蓄熱式暖房機を設置する工事 (蓄熱部の消費電力10kW以下のものかつ深夜電力を利用するものに限る。) ★電気蓄熱式床下暖房を設置する工事 (蓄熱部の消費電力10kW以下のものかつ深夜電力を利用するものに限る。) ★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の	2以上の居室等で	基本	★実施細則を満たすもの

床暖房設備	床暖房パネルの面積が合計10㎡以上のもの		★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★このほかの機器はお問い合わせください。

※居室等とは、居間・寝室・食事室・炊事室・浴室・脱衣所・便所を指します。いわゆるLDKについては、家具等で実質的に機能分離されるものは複数の室と見なします。

※移動可能なストーブ、ホットカーペットなどの暖房設備は家財道具であり対象外となります。

※床暖房パネルで、暖房範囲を移動、シーズンオフに収納できるものなどは対象外となります。

※パッケージ型エアコンは、対象外となります。

種類	性能向上に該当するもの		
	供給先など	対象となる給湯器	
集中型の ガス給湯器 石油給湯器	浴室、炊事室、洗面所などへ給湯を行うもので追い炊き機能等付きのもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★省エネラベリング制度による緑色マークを有するもの ★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の 電気温水器	浴室、炊事室、洗面所などへ給湯を行うもので追い炊き機能等付きのもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★貯湯量150L以上で主に深夜電力を利用するヒートポンプ式もの ★ヒーター式のものとは個別に検討しますのでお問い合わせください。 ★このほかの機器はお問い合わせください。
集中型の 補助加熱装置付き太陽熱利用給湯設備	浴室、炊事室、洗面所などへ給湯を行うもの	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
		みなすもの	★機構確認番号を有するものの後継機器 ★このほかの機器はお問い合わせください。

※追い炊き機能等とは、浴槽に係る、追い炊き機能、高温水供給機能、保温機能をいいます。

※住宅に浴槽がない場合は、追い炊き機能等は不要です。

※給湯先が1か所のみ場合は、性能を満たしている機器でも対象外となります。

種類	性能向上に該当するもの	
・パッシブソーラーシステム ・太陽光発電システム	基本	★実施細則を満たすもの ★機構確認番号を有するもの
	みなすもの	★機構確認番号を有するもの後継システム ★このほかのものはお問い合わせください。

※省エネ設備は、「住宅金融支援機構住宅技術基準実施細則 第6(4)省エネルギー型設備設置工事」の基準に該当するものが対象となります。機構確認番号とは、この基準に適合したものに付されているものです。

※機構承認番号が付されていない設備が該当するかについては、〇〇市町村〇〇〇までお問い合わせください。

※表の「みなすもの」に該当する機種でも、一部、対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※機構承認住宅・設備等一覧URL <http://www.jhf.go.jp/customer/kijyun/setsubi.html>

バリアフリー
性能

- 1 住宅内部のバリアフリー化工事
- 2 浴室やトイレなどのヒートショック対策のための工事
- 3 高齢者などに対応した設備を設置する工事

1 住宅内部のバリアフリー化工事

部 分	性能向上に該当する工事
通路幅	★介助のための車いすで簡単に移動できるように、廊下や出入口の幅を広くする工事 (工事後の有効幅が、廊下や出入口はおおむね 75cm 以上、浴室はおおむね 60cm 以上)
階 段	★階段を撤去し、今よりも緩やかな階段を新たに設ける工事 ★今よりも緩やかな階段に作り替える工事
浴 室	★入浴や入浴介助をしやすくするために、浴室を広くする工事 (工事後の広さがおおむね 1.2m×1.5m=1.8㎡以上) ★またぎやすくするために、ふちが低い浴槽に交換する工事 ★浴槽へ入りやすいように、固定式の移乗台や踏み台などを設置する工事 ★蛇口やシャワーを、高齢者等が使いやすい形状をしたものに取り替える工事 (レバーハンドルの蛇口、ワンプッシュ式のシャワーなど)
便 所	★トイレを使いやすくするために、トイレを広くする工事 (工事後の長辺の内法寸法が 1.3m 以上か、便器の前か横に 50cm 程度のスペースが設けられるもの) ★立ち座りの負担を和らげるため、和式トイレを洋式トイレに取り替える工事 ★立ち座りの負担を和らげるため、洋式トイレを座高が高いものに取り替える工事
手すり	★住宅の内部に手すりを設置する工事
段 差	★住宅の内部にある段差を解消する工事 ★玄関の上がりかまちの段差を小さくする工事 ★浴室の出入口の段差を小さくする工事 ★屋外に面する開口の出入口の段差を小さくする工事
出入口 の 戸	★開き戸から、開け閉めしやすい引き戸・折れ戸・アコーディオンカーテン等に取り替える工事 ★開き戸の開け閉めを簡単にできるように、ドアノブをレバーハンドルや取手などに取り替える工事 ★開け閉めしやすいように、戸に戸車などの動力装置を取り付ける工事 ★開け閉めしやすいように、戸を吊戸方式に変更する工事
床 材	★住宅内部の床の材料を滑りにくいものにする工事

※通路幅の拡幅、手すりの設置、段差の解消、出入口の戸、床材の交換などは一部分でも可。

2 浴室やトイレなどのヒートショック対策のための工事

部 分	性能向上に該当する工事
・ 浴 室 ・ 脱衣所 ・ 便 所	★窓、床(基礎)、壁、天井(屋根)の断熱性能と気密性能を向上させる工事 例えば…ユニットバスとする、床や壁に断熱材を入れる、 断熱性能や気密性能のある窓に替える、壁に気流止めを設ける など

※浴室の窓のみ、便所の断熱材のみなど、一部分のみでも可。

3 高齢者などに対応した設備を設置する工事

部 分	性能向上に該当する工事
住宅内部	★ホームエレベーターを新設する工事
階 段	★階段昇降機を新設する工事
キッチン	★いす座・車いす対応型キッチンを設置する工事 (シンクの下にひざが入る空間があるものに限る。)

克雪性能

- 1 積雪地に対応した住宅とする工事（屋根）
- 2 雪害防除に有効な対策を行う工事（屋根）

1 積雪地に対応した住宅とする工事（屋根）

方法	性能向上に該当する工事
屋根の融雪	★屋根に電熱・温水・温風・ヒートパイプなどによる融雪装置を設置する工事
屋根の落雪	★現在よりも屋根の勾配を大きくし雪が自然に落ちるようにする工事 ★無落雪屋根から勾配屋根にして雪が自然に落ちるようにする工事 ★その他
屋根の堆雪	★勾配屋根から無落雪屋根にする工事 ★雪が落ちない屋根材に交換する工事 ★その他

2 雪害を防ぐために有効な対策を行う工事（屋根）

方法	性能向上に該当する工事
屋根の雪害防除	★屋根に雪庇や吹き溜まりなどができないようにする工事 ★屋根からの落雪による危険を防ぐ工事

防災性能

- 1 防災に有効な対策を行う工事
- 2 二次災害や二次被害の防止に有効な対策を行う工事
- 3 東日本大震災被災住宅の復旧工事

1 防災に有効な対策を行う工事

場 所	性能向上に該当する工事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基 礎 ・ 壁 ・ 柱 ・ 床 ・ は り ・ 屋 根 ・ 階 段 	<ul style="list-style-type: none"> ★補強により強度等を向上させる工事 (筋かい・構造用合板・補強金物・火打ち梁などの設置、腐食した土台・柱などの補強) ★取り替えにより強度等を向上させる工事 (強度などを向上させるための部材を取り替えなど(10年以上経過した屋根・外壁の取り替えを含む。)) ★2階などの撤去により軽量化をさせる工事 ★その他、防災に有効な対策を行う工事

※強度等の向上とは、強度の向上、防水性の向上などを指します。

2 二次災害や二次被害の防止に有効な対策を行う工事

場 所	性能向上に該当する工事
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス ・ 建 具 ・ 家 具 ・ 屋 根 	<ul style="list-style-type: none"> ★飛散防止に効果がある合わせガラスなどに交換する工事 ★飛散防止に効果があるものをガラス面に張る工事 ★家具の転倒を無くすために造り付け家具とする工事 ★家具の転倒を防ぐために固定金具を取り付ける工事 ★屋根からの転落を防ぐための固定金具(丸環)、タラップなどを取り付ける工事 ★その他、二次災害や二次被害防止に有効な対策を行う工事
その他	★二次災害や二次被害防止に有効な対策を行う工事

※家具の転倒防止には、ホームセンターなどで購入可能な突っ張り棒などの簡易な器具の設置は除きます。

※ブロック塀などの改修は、外構工事であるため対象となりません。

※例えば、道路に面するガラスのみ合わせガラスとする工事なども可。

<参考資料>日本住宅性能表示基準省エネルギー等級3

(1) 開口部の断熱性能の基準(抜粋)

地域区分	形態区分	建具の仕様	ガラス中央部の熱貫流率 [W/(㎡・K)]	代表的な使用例
I (旧十和田湖町、旧七戸町、田子町)	窓又は引戸	三重(材質を問わない)	1.91 以下	単板+単板+単板
		二重(材質を問わない)	1.51 以下	単板+低放射複層(空気層 12mm)
		二重(一方の建具が木製又はプラスチック製)	1.91 以下	単板+複層(空気層 12mm)
	窓、引戸又は 枠ドア	一重(木製又はプラスチック製)	2.08 以下	低放射複層(空気層 12mm) 又は三層複層(空気層各 12mm)
一重(木又はプラスチックと金属との複合材料製)				
II (I及びIII以外)	窓又は引戸	二重(一方の建具が木製又はプラスチック製)	2.91 以下	単板+単板
		二重(枠が金属製熱遮断構造のもの)		
		二重(材質を問わない)		
	窓、引戸又は 枠ドア	一重(木製又はプラスチック製)	3.36 以下	複層(空気層 6mm)
		一重(木又はプラスチックと金属との複合材料製)	3.01 以下	単板二枚使用(中間空気層 12mm)、複層(空気層 12mm)又は低放射複層(空気層 6mm)
		一重(金属製熱遮断構造)		
III (旧青森市、深浦町)	窓又は引戸	二重(材質を問わない)	4.00 以下	単板+単板
	窓、引戸又は 枠ドア	一重(材質を問わない)		単板二枚使用(中間空気層 12mm)又は複層(空気層 6mm)

※ガラス中央部の熱還流率がI地域は2.33以下、II地域は3.49以下、III地域は4.65以下であれば等級3を満たすことができます。

※サッシのカタログなどに対応する地域が記載されていることもあります。

(2) 屋根(天井)、壁及び床の断熱材の種類・厚さ基準(抜粋)

種類 工法	地域区分	部位	熱抵抗値	断熱材の厚さ(単位mm)					
				A-1	A-2	B	C	D	E
気密住宅	I (旧十和田湖町、旧七戸町、田子町)	屋根又は天井	4.3	225	215	195	175	150	125
		壁	2.4	125	120	110	100	85	70
		床(その他)	2.4	125	120	110	100	85	70
気密住宅 以外	II (I及びIII以外)	屋根又は天井	2.8	150	140	130	115	100	80
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55
		床(その他)	1.8	95	90	85	75	65	55
	III (旧青森市、深浦町)	屋根又は天井	1.8	95	90	85	75	65	55
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55
断熱材例				吹込み用 グラスウール GW-1	吹込み用 ロックウール 25K	住宅用 グラスウール 16K 相当	高性能 グラスウール 16K 相当	A種押出 法ポリスチレン フォーム保温板 2種	A種硬質 ウレタン フォーム 保温板 2種 1号

※断熱材のカタログなどに対応する地域に必要な厚さなどが記載されていることもあります。

<参考資料>日本住宅性能表示基準省エネルギー等級4

(1) 開口部の断熱性能基準(抜粋)

地域区分	形態区分	建具の仕様	ガラス中央部の熱貫流率 [W/(m ² ・K)]	代表的な使用例
Ⅰ(旧+和田湖町、旧七戸町、田子町)及びⅡ(Ⅰ及びⅢ以外)	窓又は引戸	三重(材質を問わない)	1.91以下	単板+単板+単板
		二重(材質を問わない)	1.51以下	単板+低放射複層(空気層12mm)
		二重(一方の建具が木製又はプラスチック製)	1.91以下	単板+複層(空気層12mm)
	窓、引戸又は 框ドア	一重(木製又はプラスチック製)	2.08以下	低放射複層(空気層12mm)又は三層複層(空気層各12mm)
		一重(木又はプラスチックと金属との複合材料製)		
Ⅲ(旧青森市、深浦町)	窓又は引戸	二重(一方の建具が木製又はプラスチック製)	2.91以下	単板+単板
		二重(枠が金属製熱遮断構造のもの)		
		二重(材質を問わない)		
	窓、引戸又は 框ドア	一重(木製又はプラスチック製)	3.36以下	複層(空気層6mm)
		一重(木又はプラスチックと金属との複合材料製)	3.01以下	単板二枚使用(中間空気層12mm)、複層(空気層12mm)又は低放射複層(空気層6mm)
		一重(金属製熱遮断構造)		

※ガラス中央部の熱貫流率がⅠ及びⅡ地域は2.33以下、Ⅲ地域は3.49以下であれば等級4を満たすことができます。

※サッシのカタログなどに対応する地域が記載されていることもあります。

(2) 屋根(天井)、壁及び床の断熱材の種類・厚さ基準(抜粋)

種類 工法	地域区分	部位	熱抵抗値	断熱材の厚さ(単位mm)						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
木造 充填断熱工法	Ⅰ(旧十和田湖町、旧七戸町、田子町)	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75
		床(その他)	3.3	175	165	150	135	115	95	75
	Ⅱ(Ⅰ及びⅢ以外)	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	4	210	200	180	160	140	115	90
		壁	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床(その他)	3.3	175	165	150	135	115	95	75
	Ⅲ(旧青森市、深浦町)	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
		天井	4	210	200	180	160	140	115	90
		壁	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床(その他)	2.2	115	110	100	90	75	65	50
木造 外張断熱工法	Ⅰ(旧十和田湖町、旧七戸町、田子町)	屋根(天井)	5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁	2.9	155	145	135	120	100	85	65
		床(外気)	3.8	200	190	175	155	130	110	85
	Ⅱ(Ⅰ及びⅢ以外)	屋根(天井)	4	210	200	180	160	140	115	90
		壁	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床(外気)	3.8	200	190	175	155	130	110	85
	Ⅲ(旧青森市、深浦町)	屋根(天井)	4	210	200	180	160	140	115	90
		壁	1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床(外気)	2.5	130	125	115	100	85	70	55
断熱材区分				A-1	A-2	B	C	D	E	F
熱伝導率 [W/(m ² ・K)]				0.052~ 0.051	0.050~ 0.046	0.045~ 0.041	0.040~ 0.035	0.034~ 0.029	0.028~ 0.023	0.022以下
タタミボード				15mm						
A級インシュレーションボード				9mm						
シーリングボード				9mm						
吹込み用グラスウール				GW-1・2			30・35K			
吹込み用ロックウール					25K		65K			
吹込用セルローズファイバー							25・45・55K			
住宅用グラスウール					10K	16・20K	24・32K			
高性能グラスウール							16・24・32K	40・48K		
住宅用ロックウール							マット、フェルト、ボード			
A種ポリエチレンフォーム保温板						1種1・2号	2種	3種		
A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板						4号	1・2・3号	特号		
A種押出法ポリスチレンフォーム保温板							1種	2種	3種	
A種硬質ウレタンフォーム保温板								1種	2種1・2・3・4号	
A種フェノールフォーム保温板							2種1号 3種1・2号	2種2号	2種3号	1種1・2号
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム							A種3	A種1・2		

※断熱材のカタログなどに対応する地域に必要な厚さなどが記載されていることもあります。